

職員団体制度の概要

1 国家公務員の労働基本権

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、職務に専念する義務があります。このため、国家公務員は、次表のとおり労働基本権が制約されています。

一般職の国家公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権		争議権
			協約締結権	
給与法適用職員（下記の職員以外）	○	△ (交渉は可能)	×	×
警察職員、海上保安庁勤務職員、 刑事施設勤務職員、入国警備官	×	×	×	×
行政執行法人職員	○	○	○	×

(注) ○印は認められているものを、△印は一部制約されているものを、×印は制約されているものを示しています。

2 職員団体の結成

職員団体とは、職員の勤務条件の維持改善を図ることを主な目的として、職員が主体となって組織する団体のことです。

職員には、職員団体の結成や、職員団体への加入の自由が認められており、いわゆるオープン・ショップ制が採られています。

管理職員等（※）とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができないこととされています。

（※）管理職員等には、次の5つの類型があります。

① 重要な行政上の決定を行う職員	事務次官、官房長、局長など
② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員	本省部長、参事官、課長、管区局長、部長など
③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員	本省人事担当課長、管区人事担当部課長、府県局長、総務部長、出先人事に関する実質的権限を有する機関の長など
④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員	本省課長補佐（総括、管理、人事、予算）、人事係長、予算係長、庁舎係長、管区課長補佐（総括、管理）、府県課長、府県課長補佐（管理）など
⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員	秘書、人事係員、労務係員など

3 職員団体の登録制度

(1) 登録制度の意義

職員団体の登録制度は、職員団体が民主的かつ自主的な組織として運営を行っており、責任ある労使関係の当事者であるかどうかを客観的に明らかにするもので、交渉等における職員団体との関係を円滑にし、安定した労使関係を図ることを目的としています。

(2) 登録の効果

職員団体は登録されることによって、次の①から⑥までの便宜が与えられます。

①	適法な交渉の申入れに対して、当局に交渉応諾義務が生じます。
②	人事院に対して、人事院規則の制定改廃を要請することができます。
③	職員団体の役員は在籍専従の許可を得ることができます。
④	職員団体の役員等は短期従事の許可を得ることができます。
⑤	人事院に申し出るにより法人格を取得することができます。
⑥	勤務条件に関する行政措置の要求ができます。

(3) 登録の要件

職員団体が登録されるためには、次の①から③までの要件を満たす必要があります。

①	職員団体の規約に、名称、目的・業務、主なる事務所の所在地、構成員の範囲・構成員の資格の得喪に関する規定等、一定の事項が定められていること
②	職員団体の役員選出、規約の制定などの重要事項の決定が、民主的な手続（平等かつ秘密の選挙による全員（役員の場合は投票者）の過半数による決定）で行われていること。
③	職員団体の構成員は職員に限られていること（役員は除く。）。

(4) 登録の効力停止・取消し

登録は、職員団体が国家公務員法に定める登録要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを公証する行為であるため、次の①から③までのいずれかに該当した場合には登録の効力を停止し、又は登録を取り消すこととなります。

①	国家公務員法第108条の2に定める職員団体でなくなったとき。
②	登録要件に適合しない事実があったとき。
③	登録事項の変更届を提出しないとき。

4 在籍専従

職員は、職員団体の業務に専ら従事することができないこととされていますが、例外的に、登録職員団体の役員に限って、所轄庁の長の許可を得た場合は、職員団体の業務に専ら従事することができます（在籍専従）。

在籍専従の期間	職員の在籍期間を通じて7年に限られています。
身分的取扱い	休職者として取り扱われます。（休職者は、国家公務員としての身分を保有しますが、職務に従事しません。）
給与の取扱い	全ての給与が支給されません。

5 短期従事

職員は、登録された職員団体の役員等として所轄庁の長の許可を受けた場合は、勤務時間中に当該職員団体の業務に従事することができます（短期従事）。

短期従事の期間	1日又は1時間を単位として、1年（暦年）を通じて30日に限られています。
給与の取扱い	短期従事の許可を受けて職務に従事しなかった期間は、給与が減額されます。